

成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

成年後見人材育成研修(委託研修) (以下、「委託研修」) は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

1. **研修目標**
 - (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。
2. **主催** 公益社団法人日本社会福祉士会
主管 一般社団法人石川県社会福祉士会
3. **日時**

1日目	2024年 9月21日 (土)	9時～17時
2日目	2024年10月19日 (土)	9時～16時30分
3日目	2024年11月16日 (土)	9時～16時40分
4日目	2024年12月21日 (土)	9時～16時
4. **会場** 石川県地場産業振興センター
(住所 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目1番地)
5. **カリキュラム(予定)** 別紙参照
 - (1) 講義・演習等：4日間 23時間
 - (2) 事前課題：指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。
6. **受講対象** 下記のいずれかの者で、「7 受講要件」の全てを満たす者。
 - (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
 - (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者
7. **受講要件**
 - (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
 - (2) 次に挙げる a～c のいずれかを満たす者
 - a 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者
 - b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
 - c 認定社会福祉士である者
 - (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
 - (4) 年会費の滞納がない者

8. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員
研修を主管する 社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	石川県社会福祉士会	20名
研修の対象となる 指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	福井県社会福祉士会	5名
	富山県社会福祉士会	5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

9. 受講費 5万円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）
※一端納入された受講費は、主催者側による以外は返金いたしません。
10. 申込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属の県社会福祉士会事務局（下記参照）に、
FAX、E-mailにてお申してください。
- ◆申込締切 **8月8日** 期日前でも定員となり次第締め切ることがあります。
※ FAX、E-mail は正午必着
11. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
① 主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。
② 指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。
③ 上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

12. 受講可否の連絡等

- ・ 受講可否は、8月21日頃にメールにてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- ・ 会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

13. 修了要件

研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- ・ 出席が100%であること
- ・ 事前課題を提出すること
- ・ 修了評価で一定の水準を満たすこと

※ 期間内で修了できない場合で、欠席した授業が4課目以内の場合は、翌年度に限り期間延長を認めます。

14. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

<問い合わせ先>

【石川県社会福祉士会】（主管）

〒920-8557 金沢市本多町3丁目1-10 石川県社会福祉会館2階

TEL 076-207-7770 FAX 076-207-5460 Eメール icsw@spacelan.ne.jp

【富山県社会福祉士会】

〒939-0341 富山県射水市三ヶ579

TEL/FAX 0766-55-5572 Eメール toyama.csw@gmail.com

【福井県社会福祉士会】

〒918-8011 福井県福井市月見3丁目2番37号 NTT 西日本福井南交換所ビル1階

TEL 0776-63-6277 FAX 0776-63-6330 Eメール cswfukui@song.ocn.ne.jp